

右之通近年猥罷成候所々有之候間、一統被仰渡候様仕度奉存候。以上。

(寶曆七年)
九月十六日

菊池彌四郎

本多遠江守様

四四 類焼之屋敷に屋敷守可

指置儀等觸

卯年類焼以後、人々居屋敷圍、當分四目垣等いたし置候所、年月茂經候得共、未屋敷守無之、右圍損、前後行拔致往來候所も有之由相聞申候。家作者暫致延引候而茂、屋敷守者指置申管に御座候。其上屋敷廻り道悪く、往來之内溝蓋も損、相障申候。且又居屋敷之内悪水通溝付渡置候所も、未々溝埋申躰に而指支候旨、水上より及斷申候。人々居屋敷切々溝さらへ、指支不申様に町内可申談所、猥に相聞申候。屋敷圍不埒に而、明屋敷同事に致置候分は、取上可申旨、先年被仰出も御座候。此沙汰に及候而者、如何敷御座候間、御格之通相守候様、一統被仰渡候様仕度奉存候。以上。

(寶曆十四年)
申二月十三日

成田 宇左衛門

奥村主水様

加賀藩御定書卷五

割場御定書

一 惣御條目

覺

一、足輕・木參長柄・御供廻・御臺所小者・家中役人可有裁許候。

朱書。御供廻は三十人組之頭支配に被仰付、唯今は此外小使小者裁許仕候。

一、足輕之儀、さしむかひの擔物は申付、一人としてかたげ荷物・かづき荷は可有用捨事。

一、足輕・御小人・家中役人共に、休日一ヶ月に三日たるべし。其外盆三日・正月三日・五節句・御一門様方御年忌御法事有之刻、爲休可申候。但、急之御用有之刻は各別之事。

一、飯番之儀は、様子に隨ひ見計、會所へ相對を以可申付事。

朱書。飯番、小者百人に八人宛之飯番御定に御座候故、會所々不及相談候。足輕は飯番無御座候。

一、遠路御使に遣候もの、前二日、罷歸三日爲休可申候。俄之使に而、前日休息無之ものは、罷歸四日爲休可申事。

一、京・越後高田迄之御使は、前日一日、罷歸二日爲休可申候。前日休無之候者、罷歸三日爲休可申候。京・高田より内之御使は、様子に隨ひ爲休可申事。

一、殺害被仰付候もの、請取候御給米不殘被下候。被放御扶持候もの御給米、春取切候者六月迄日算用を以取返、七月より末は皆可被下事。

朱書。被放御扶持候もの御給米、八月晦日迄は日算用を以爲致返上、九月朔日よりは皆被下候。

一、其身より御暇申上る者は、御給米日算用を以可爲致返上事。

一、病死仕候もの、并此方より暇を遣候もの御扶持方は、其日より取上、御給米請取候分は皆可被下事。

一、籠舎人は、其日より御扶持方御給米おさへ、籠賄は公儀より可被仰付候。御赦免被成、如前々於被召仕者、籠舎